

(法第10条第1項第2号イ関係様式例)

役員名簿

親族規定に違反していないか確認
しましょう。(注)【役員の親族条件】
を参照。

・報酬「有」と記載の場合、その数
が役員総数の3分の1以下になっ
ていなければなりません。
・報酬「有」と記載の場合、活動計
算書(予算)にも「役員報酬」の記
載があることになります。

特定非営利活動法人 ○○

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	佐賀 太郎	佐賀市城内○丁目○番○号	無
副理事長	唐津 花子	唐津市栄町○番○号	無
理事	小城 次郎	小城市小城町○○番地	無
監事	鳥栖 秋子	鳥栖市弥生が丘○○番地	無

それぞれの理事
について**役職名**
を記載します。

定款の附則に記載されている設
立当初の役員と
一致させます。

氏名、住所は**住民票のと
おり正しく**記載します。
旧字体、独特の字体が住
民票にはありますので
よく確認してください。

報酬を受け
る人がわか
るよう「有」
「無」で記載
します。

- 1 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、定款の定めに従って記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面(住民票等)によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は、3分の1以下でなければならない(法第2条第2項第1号ロ)。

(注)【役員の親族条件】

役員には三親等以内の親族が加わる場合の人数制限があります。当該役員とその三親等以内の親族で、3分の1を超えることはできませんので、理事・監事の総数が6名で、それぞれの役員の配偶者又は三親等以内の親族が1人まで入ることができます。それ以下の役員数では親族は役員にはなる